

飯田市建設工事等情報共有システム試行要領

6 飯土第 438 号

令和 7 年 4 月 1 日制定

令和 8 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、飯田市の建設工事及び建設工事に係る委託業務における業務の効率化及び生産性と品質の向上を実現するとともに、公共工事における C A L S / E C の推進を図るため、情報共有システムの利用方法等について定める。

(情報共有システムの定義)

第 2 条 「情報共有システム」とは、インターネットを通じて提供されるアプリケーション (A S P) を利用する方式で、工事及び委託の各段階において、受発注者間でやり取りされる文書、写真・図面等様々な情報を電子データにより交換・共有することである。

(対象工事等)

第 3 条 情報共有システムを利用できる対象の範囲は、原則 200 万円以上の建設工事及び、100 万円以上の建設工事に係る委託業務とし、対象とする旨は特記仕様書に明示する。

- (1) 建設工事は原則全ての工事を実施すること。ただし、受注者は情報共有システムの利用を希望しない場合には、発注者と協議の上で実施しないことができる。
- (2) 建設工事に係る委託業務は、契約後、受発注者間の協議により実施を決定する。

(情報共有システムの仕様)

第 4 条 利用するシステムは、別添「長野県情報共有システム機能仕様書」を満たすものから、受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。

(情報共有システムの実施内容)

第 5 条 実施内容は以下の項目とし、受発注者間で確認し決定する。

- (1) 受発注者間の書類 (工事打合せ簿等) の受け渡し
(書類によっては、紙決裁で行う場合を認める)
- (2) 現場状況の共有
- (3) 確認・立会依頼
- (4) その他 システムで利用可能な項目

(積算の取扱い)

第6条 情報共有システムの積算上の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 工事のシステム利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。費用は登録料及び利用料である。
- (2) 建築工事においてシステムを利用する場合の費用は、設計変更にて計上する。
- (3) 委託業務のシステム利用に要する費用は、各種経費※に含まれるものとする。費用は登録料及び利用料である。

※各種経費

測量業務：間接測量費、設計業務：間接原価、地質調査業務：業務管理費

（協議確認事項）

第7条 情報共有システム利用の実施にあたっては、受発注者間で協議・確認すべき内容を飯田市建設工事等電子納品に係る実施要領に基づき作成する「事前協議チェックシート」においてシステムの種類、機能について確認を行う。

（その他）

第8条 情報共有システムを使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。

- (1) 最新のウィルス対策ソフトを導入する。
- (2) OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
- (3) ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事及び業務から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事及び業務から適用する。